

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第 9 1 号	三田市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
こども支援課	子ども・子育て支援法の制定に伴い、市立保育園が支給認定保護者から受領する利用者負担額について所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【改正趣旨】 子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て支援法等により保育料の上限が設定されることにともない条例の一部改正を行うもの</p> <p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）の制定により、市立保育園が支給認定保護者から受領する利用者負担額は、政令で定める額を限度として、市町村が定める額とされたことから、88,400円を限度として、保育所に存所する者に係る支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める旨を規定するもの。</p> <p>【関係法令】 子ども・子育て支援法</p> <p>【改正内容】 <第5条関係> 見出しを「保育料等」に変更するとともに、内容を、保育料については、88,400円を限度として、保育所に存所する者に係る支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める旨を規定するもの</p> <p>【施行期日】 子ども・子育て支援法の施行の日</p>	